

資料 第3WGの報告書(案) (3)

(2627号④面のつぎ)
4月14日開催、経済産業省別館1120会議室

(v)国家計量標準の国際整合性確保の必要性
国際競争力の強化や国際的に通用するワンストップ・テストリングを表現する観点から、世界的な経済活動に必要な不可欠な計量標準の先進国との整合性、アジアなど途上国への技術協力を含め、国際整合化を図る。

(i)関係機関が連携した国家計量標準の開発・供給体制の構築と役割分担
・我が国の国家計量標準の開発・供給体制の中核であるNMIJは、例えば、米国の同様の機関(NIST)と比べて人員・予算の規模が小さく、NMIJ単独で同等の機能を果たしていくことは今後とも困難であると考えられる。したがって、NMIJ、日本電気計器検定所及び指定校正機関(関係府省傘下を含む研究機関等)が連携し、我が国の関係機関が一体となって欧米の国家計量標準機関と同等の機能を果たしていくことを目指すことが合理的であると考えられる。

関係機関の力を結集して開発・供給体制を構築するためには、どの機関がどの計量標準を整備するか、どのような役割を果たすべきかを判断する

具体的には、我が国の国家計量標準を開発・供給する機関はNMIJを中核とするCIPM/MRAの枠組みに原則として

参加することとし、開発・供給に当たってはNMIJ、日本電気計器検定所、指定校正機関等とが緊密に連携を行った上で実施することが必要である。

また、日本電気計器検定所及び指定校正機関は、CIPM/MRAにおけるDesignated NMIJと同等の役割を持つことが必要である。

経済産業大臣による指定校正機関の指定に当たっては、NMIJの技術的な知見、CIPMの動向を踏まえて判断することが適切である。そのため、経済産業大臣は必要に応じ、NMIJに対して意見を述べさせるか又は調査を行わせることを検討する。

NMIJ、日本電気計器検定所及び指定校正機関からNMIJに対して行うこととする。
a) NMIJは、経済産業大臣に意見を述べるか又は調査に基づく報告等を行う。この機能は、計量法に規定することを検討する。
b) 経済産業大臣はNMIJの意見等を受けて、計量行政審議会への諮問・審議を経た上で、指定を行う。
d) NMIJは、現行は経済産業省が告示により示す国家計量標準及び特定二次標準に係る情報、さらに指定計量標準

が、経済産業省に国家計量標準として指定することがふさわしいもの又はその取消しをすべきものを提案している。それを受けて、経済産業省は、知見を有するNMIJに相談し、助言を受けた上で、適合性を判断し、経済産業大臣が計量行政審議会への諮問・審議を経た上で指定を行っている。



図1 関係機関の連携による国家計量標準の開発・供給体制の構築と役割分担

しかし、必要な国家計量標準の指定が円滑に行われるよう、以下のような見直しを行うことを検討する。
a) 国家計量標準(特定副標準器を含む)の指定又はその取消しについて
の提案は、日本電気計器検定所、指定校正機関等からNMIJに対して行うこととする。
b) NMIJは、経済産業大臣に意見を述べるか又は調査に基づく報告等を行う。この機能は、計量法に規定することを検討する。
c) 経済産業大臣はNMIJの意見等を受けて、計量行政審議会への諮問・審議を経た上で、指定を行う。

必要である。具体的には、国家計量標準から直接校正されないが、国家計量標準から直接校正されたもの(特定二次標準器)と同等とみなす計量標準を経済産業大臣が指定する制度として「指定計量標準(仮称)制度」を創設する。

指定計量標準(仮称)とは、国際競争力の強化や国民の安全・安心の確保のために早急に整備することが求められる場合に、関係府省傘下の研究機関や民間の研究機関との共同研究などの連携を推進する。

(iv)「指定計量標準(仮称)制度」の創設
計量標準を機動的に整備するため、国家計量標準が開設されていない場合に、海外の計量標準や民間の計量標準を用いるなど、迅速に計量標準を供給する枠組みの創設が必要である。

具体的には、国家計量標準(仮称)制度は、計量法の規定によって経済産業大臣が指定する(計量法による優先順位を明確に整理することが必要である。また、ユーザーの需要がある場合に計量標準の活用と当該分野の制度との調和を図るため、必要に応じて、関係府省との連携を進める必要がある。そのため、需要全体を把握

いには、関係府省との連携が重要。なお、国家計量標準」という言葉については、もう少し工夫してもよいのではないかと感じる。また、「指定計量標準」制度においては、関係府省との連携が重要である。また、「指定計量標準」制度において、関係府省との連携が重要である。また、「指定計量標準」制度において、関係府省との連携が重要である。

の確保に留意することが重要である。(v)ユーザーの需要の把握及び優先順位付けを行う場の設置
以上(i)~(iv)を十分に機能させたとしても、必要とされる計量標準の整備には長期間を要する。したがって、NMIJが運営するNMIJ計測クラブ等を活用し、日頃から具体的な要望を定期的に収集し、ユーザーの需要を十分に把握するとともに、要望窓口を設けて改善提案を収集する必要がある。その上で、それらの優先順位を明確に整理することが必要である。また、ユーザーの需要がある場合に計量標準の活用と当該分野の制度との調和を図るため、必要に応じて、関係府省との連携を進める必要がある。そのため、需要全体を把握

し、計量標準の活用を実現するための調整を行う場を設ける。
すなわち、分野ごとに産業界、学会、関係府省等の関係者がWGを作り、整備すべき計量標準の優先順位付け、整備方法、分担等について検討を行う場を設置する。

具体的には、
a) 実現可能性調査の段階では、関係府省、関係府省傘下の研究機関も参加している国際計量研究連絡委員会及び同委員会の分科会を活用する。
b) 計量標準の整備が具

性には、諸外国と比較したときに、特異なものとなるのか、それと同じようなタイプの国があるのか。
(4)その他
今後、各WGにおいて本日の議論を踏まえ各WGとしての報告書の取りまとめを予定。次回小委員会では、この各WGの報告書を基に小委員会としての取りまとめを行う。時期は4月下旬から5月下旬を予定。
(おわり)

「第3WG」
資料 第3回計量制度検討小委員会 議事要旨(4) 2月21日、経済産業省

「第3WG」
資料 第3回計量制度検討小委員会 議事要旨(4) 2月21日、経済産業省

「第3WG」
資料 第3回計量制度検討小委員会 議事要旨(4) 2月21日、経済産業省

「第3WG」
資料 第3回計量制度検討小委員会 議事要旨(4) 2月21日、経済産業省